

「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱」の変更について

2016年4月1日施行の改正電気事業法に基づき、2020年4月1日に当社の完全子会社である北陸電力送配電株式会社（以下、「北陸電力送配電」といいます。）が当社の送配電事業を吸収分割にて承継することに伴い、「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱」（以下、「契約要綱」といいます。）を、2020年4月1日以降、下記のとおり変更いたします。

記

○変更概要

- ・電気工作物等の接続その他の送配電に係る部分については、北陸電力送配電が別に定める託送供給等約款および託送供給等約款以外の供給条件（以下、「託送約款等」といいます。）の規定にもとづくものとします。
- ・また、発電者におかれましては、託送約款等における発電者に関する事項（給電指令（出力抑制）の実施、託送供給等にもとまう協力、発電場所の立ち入り等）について、当社および北陸電力送配電双方との関係で遵守いただくことが必要となります。
- ・当社が、北陸電力送配電から電力受給にもとまう工事等に係る工事費負担金等の請求や設備の賠償請求等を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を発電者から申し受けるものとします。
- ・当社は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法およびその他関係法令等にもとづく出力抑制時の補償について、発電者のお求めに応じ、原則として、北陸電力送配電に請求し、補償を受けた場合は、当該補償相当額を発電者に支払うものとします。
- ・契約要綱を変更する場合は、2020年4月1日施行の改正民法における定型約款に関する規定に則り、変更後の要綱の実施日までに、変更後の要綱の内容を当社ホームページ等の電磁的方法によりお知らせいたします。

以上